

指定棚田地域振興活動計画

作成主体の名称：沼の棚田・段々畑地域振興協議会

1 指定棚田地域振興活動を通じて保全を図る棚田等に関する事項（棚田等の名称及び範囲）

沼の棚田、段々畑

範囲については、別添 1 のとおり

2 指定棚田地域振興活動の目標

当地域では、過疎・高齢化が進み棚田保全に係る人口が減少する中、「棚田地域の振興に関する基本的な方針」及び、「和歌山県棚田・段々畑地域振興計画」に即し、農産物の生産、文化的景観の保護、観光・都市農村交流によって棚田保全を維持するとともに、地域資源を活用した関係人口の増加に努めるなど、棚田を核とした地域振興を図るため、各個別の活動目標を以下のとおり定める。

（1）棚田等の保全及び農業の振興

・棚田の保全

－令和 11 年度末まで沼の棚田・段々畑における耕作面積約 12ha の現状を維持する。

－農道整備（倒木対策等も）、農業用水路（塩ビパイプ等）や取水口の点検、清掃、草刈り、修理等により施設整備を進め、生産性の維持、向上を図る。

・担い手の確保

－地区内の活用できそうな空き家全戸を対象として、所有者の意向（賃貸・売買）や条件、改修必要規模等を調査し、また農地・農業用機械・ハウス等の施設の貸し借り・転売、農業経営等の継承等の意向についても調査し、移住可能な物件を把握の上、情報発信することで地区外からの受け入れ体制を整える。

・高収益農業の実践

－特産品である「ぶどう山椒」については主たる出荷先である農協とも連携しブランド化や耕作放棄地等の活用による生産量の増加に取り組み、需要に対する安定供給を行うことで付加価値を高め、安定的な販売単価を維持する。

－地元で取り組んでいる「キク芋」の栽培についても耕作放棄地等の活用による生産量、年間約 120 kg を維持し、商品化による高収益農業を推進する。

（2）棚田等の保全を通じた棚田地域の有する多面的機能の維持・発揮

・農産物の供給の維持

－地域の特性（南向き耕地、標高）を生かした美味しい棚田米・野菜・ぶどう山椒等の生産（約 12ha）の現状を維持する。

・自然環境の保全・活用

－平成 25 年度に設置した棚田を囲んだ獣害柵（L=4.4 km）等について、年 1 回程度点検を行い、管理・補修に務めるとともに、被害が発生した場合は速やかに発生原因の特定と補修・強化に取り組み、鳥獣被害面積の減少（現状被害面積約 0.6 ha → 0.4 ha）を図る。

・良好な景観の形成

-農道、幹線道路周辺の雑草が生い茂るなどにより、棚田保全活動への支障が出てきており、棚田の良好な景観が失われつつあるため、農道、幹線道路周辺に景観作物を植栽する等により棚田の良好な景観を保全しつつ、棚田の魅力や歴史を発信する棚田ウォーク等を開催し、棚田保全について理解を深めてもらう。

-沼の中心にあり、展望スポットからも一望できる「沼の棚田」を象徴する棚田（0.6ha）の畦畔の草刈り等により、良好な景観の保全に努める。

・伝統文化の継承

-五穀豊穰を祝う秋祭り（地元白山神社への餅奉納）や天神祭など地域の伝統行事に和歌山大学観光学部の域学連携活動として参加を促し、地元料理の体験や行事の運営などの交流を通して、伝統文化の継承に努めるとともに、卒業した学生及び都市部に移住している子弟や地域縁者へのイベント案内により交流の維持・継続を促進する。

（3）棚田・段々畑を核とした棚田地域の振興

・都市農村交流を通じた地域振興

-農産物の供給、良好な景観の形成、伝統文化の継承、また定住等国内外の地域との交流を促進する。

-和歌山大学観光学部との域学連携活動による交流について、学生来訪回数を現在の年 10 回を維持し、関係人口の増加を図る。また、大学祭への学生出店を支援し、棚田・段々畑の保全活動や地域の魅力の情報発信を行い、新たな学生ボランティアの確保に努めるとともに、SNSを活用した活動実績等の情報拡散や卒業生へのイベント案内などによる関係人口の創出に繋げる。（社会人ボランティア 5 人の創出）

-地区住民に対し、域学連携活動の趣旨、成果の報告と活動案内を配布することにより、活動への参加者の増加に努める。

-中山間地域等直接支払制度等を活用し、地区外からボランティア等を受け入れて、地区内に、四季を感じられる桜やもみじ等を植栽し、自生している番茶を管理等することで、新たな地域の名所の一つとし、観光客等を誘客し、地元産の番茶や農産物を活用できるよう周辺施設、環境を整備し、美しい四季の田園風景や国内で最大傾斜度と言われる沼の棚田など地域資源の魅力を発信することにより関係人口の確保に努める。更には、田舎暮らしの魅力を発信し、空き家の利活用の促進を通じ、住居先を確保し、移住・定住者が安心して生活できるよう、棚田の保全等を図る新たな担い手の確保を推進する。

3 計画期間

認定月～令和 12 年 3 月

4 各年度において行う指定棚田地域振興活動の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定棚田地域振興活動の内容

以下の指定棚田地域振興活動について、別添 2 の工程表に基づき実施することとする。

① 棚田等の保全及び農業の振興

・棚田の保全

-農地や施設周辺の草刈りや周辺に支障をきたす倒木の伐採等を実施し、また、老朽化した農道や取水口、ため池、農業用水路、棚田を囲んだ獣害柵等の点検を強化し、用水路の補修等により施設整備を進める。

-和歌山大学観光学部学生を中心とした外部人材を活用した草刈り等の作業に対する

援農活動により沼の棚田・段々畑における耕作放棄地の増加を抑制する。

-棚田地域での営農指導や共同作業等の支援体制の整備を行い、棚田の保全管理者を5年間で延べ10人以上増加させた。引き続き、草刈り等の棚田保全活動や田植え・稲刈りなどの農業体験的援農活動をSNS等を活用して情報発信し、保全活動への新規参加者の確保を行う。

- ・担い手の確保

-地区内の空き家の現状、所有者の意向等や条件、空き家の改修必要規模等を調査し、利用可能物件を把握、整理の上、わかやま空家バンクへの登録による情報発信を行いながら、地域の移住希望者の受け入れ体制を整え、外部からの新たな担い手に対しては、営農指導を行い地域への定着を支援する。

-移住を考えている者や、わかやま暮らしに興味を持っている者を対象として実施される、オーダーメイド型の現地案内の受け入れに取り組む。

- ・高収益農業の実践・向上

-「ぶどう山椒」については主たる出荷先である農協とも連携し、取組を進めている「農業遺産認定」や、沼地域シンボルマークの活用によるブランド化や耕作放棄地への山椒の導入促進により生産量の増加に取り組む。

-地区外からのボランティアや和歌山大学観光学部学生を主体とする学生による援農を活用して、収穫時の労働力を確保し、生産量の維持を図る。

-市場からの需要に対して安定供給を行うことで他産地に対する競争力を高め、付加価値を高めることで、安定的な販売高単価の維持を図る。

-「キク芋」の栽培についても水田からの転作や耕作放棄地の活用による生産量の増加に取り組み、「キク芋」の調理方法（レシピ）や「キクイモチップス」や「キクイモパウダー」などの加工品の紹介を健康志向の消費者に向け、SNSを活用した情報発信に取り組み消費の拡大を目指す。

② 棚田等の保全を通じた棚田地域の有する多面的機能の維持・発揮

- ・農産物の供給の維持

- 地域特性(南向き耕地、標高による昼夜の寒暖差)を活かして生産される棚田米・トマト等の高原野菜・ぶどう山椒等について、沼の分水システムをはじめとする地域の歴史（農業遺産システム構成要素）や棚田保全活動の紹介、及び、地域のシンボルマークの活用による販路の拡大や高付加価値化により生産を維持する。

- ・自然環境の保全・活用

-平成25年度に設置した地区を取り囲んだ獣害柵（総延長5.4km）の点検を年1回以上実施し、管理補修に努め、地形が複雑で、設置困難だった谷川沿いにも、新たに50mの柵の設置を行い、害獣の侵入を防止することができた。今後も、集落内の獣害柵の管理・補修に努めるとともに、被害が発生した場合には、害獣の侵入経路の確認、防護柵の弱点を速やかに改善し、地域の獣害に対する耐性を高めるなどの、鳥獣被害対策を引き続き推進していく。

- ・良好な景観の形成

-農道、幹線道路周辺に景観作物を植栽する等により棚田の良好な景観を保全しつつ、棚田の魅力や歴史を発信する棚田ウォーク等を開催する。

-畦畔の草刈り等により、展望スポットからの良好な景観の保全に努める。

-棚田撮影スポットの案内板や撮影時の注意喚起看板の設置により、ゴミの投棄や農地の踏み荒らしによる景観阻害が発生しないように取り組む。

- ・ 伝統文化の継承

- 五穀豊穰を祝う秋祭り（地元白山神社への餅奉納）や天神祭など地域の伝統行事への和歌山大学観光学部との域学連携活動による学生の参加を促し、地元料理の体験や行事の運営などの交流により、伝統文化の継承に努める。

- 卒業した学生及び都市部に居住している子弟や地域縁者へのイベント案内により、地域伝統行事への参加の機会を創出することで、伝統文化の継承を図る。

③ 棚田・段々畑を核とした棚田地域の振興

- ・ 都市農村交流を通じた地域振興

- 和歌山大学観光学部との域学連携活動による交流について、学生来訪回数を維持し、関係人口の確保に努める。

- 大学祭への学生出店を支援し、棚田・段々畑の保全活動や地域の魅力の情報発信を行い、新たな学生ボランティアの確保に努める。

- わかやま縁農への募集登録による都市住民や学生ボランティアの創出を図る。

- 援農活動や地域の情報を紹介したチラシを作成し、地元製品の販売促進を図り、都市住民等との関係人口を新規に 5 年間で延べ 30 人増やすことができた。引き続き、SNS を活用した棚田保全活動実績等の情報拡散や卒業生へのイベント案内などにより関係人口の創出を図る。

- 地区住民に対し、域学連携活動の趣旨、成果の報告と活動案内を配布したり、交流会への参加を促すことにより、活動への地区住民の参加者を増やし、地域自体の意識の高揚を図る。

- 中山間地域等直接支払制度等を活用し、地区外からボランティア等を受け入れて、地区内に、四季を感じられる桜やもみじ等を植栽し、自生している番茶を管理等することで、新たな地域の名所の一つとし、観光客等を誘客し、地元産の番茶や農産物を活用できるよう周辺施設、環境を整備し、美しい四季の田園風景や国内随一の傾斜度といわれる沼の棚田など地域資源の魅力を発信することにより関係人口の確保に努める。更には、田舎暮らしの魅力を発信し、空き家の利活用の促進を通じ、住居先を確保し、移住・定住者が安心して生活できるよう、棚田の保全等を図る新たな担い手の確保を推進する。

- 来訪者に対しては、棚田保全活動の取組や地域の歴史を紹介するチラシ等を配布し、特産品の販売促進による収益の向上を図る。

(2) 指定棚田地域振興活動の実施主体

上記（1）に掲げる指定棚田地域振興活動の実施主体は、主に下記 5 の沼の棚田・段々畑地域協議会の参加者である。また、同協議会の参加者ではない者や新規移住者は、協議会への申し出を行うことにより同協議会主催の活動に参画することができるものとする。

5 指定棚田地域振興協議会に参加する者の名称又は氏名

沼の棚田・段々畑地域振興協議会は、有田川町、農業者団体、農業者、地域住民、取り組みに賛同する個人や団体・組織、及び和歌山県で構成する。

参加者の名称又は氏名については、別紙のとおり。

6 その他指定棚田地域振興活動に関し必要な事項